

## 第27回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年7月8日（木）18：30～21：05

開催場所 しゃきっとプラザ会議室（1）（2）

出席委員 土谷委員、菅野委員、西島委員、小森委員、平田委員、清野委員、三浦委員、大江委員、杉原委員、大原委員、平野委員、高崎委員、吉田委員、竹下委員

アドバイザー 水澤アドバイザー

### 1 開 会

### 2 第26回会議録（要旨）について 修正等あれば事務局まで連絡願う。

### 3 町民参加のたたき台（再修正版）について（協議）

＜起草部会委員から、たたき台の概要について説明＞

#### ○町民参加のたたき台（修正版）について

- 前回の会議で提示した、たたき台（再修正版）からの変更点を中心に説明する。
- 条文の「町民参加の対象」のところの第4で、前回提示した再修正版では、行政が町民参加を求めなかったことについて、町民から理由を求められたときだけ、当該町民に回答すれば良い、とする内容であった。今回、修正したものは、町民から理由を求められた場合に加え、行政が必要と判断した場合も理由を公表することとしている。  
また、4頁目の中段の4の部分の解説のところも、条文の内容を変更したことに伴い、変更している。
- 行政が必要と判断した場合の理由の公表として、本来なら町民参加の対象事項であるが、緊急に当該事項を行わなければならなかったため参加を求めなかった場合は、自らの判断において参加を求めなかった理由を公表する必要がある旨、記載している。
- 町税や金銭徴収に関する条文については、前回の会議でもいろいろご意見をいただいたところであるが、結論としては前回のままにしている。条文の趣旨としては、町税の税率、税額を決めたり、分担金、使用料、手数料等を決めるにあたっては、基本的に町民参加を求めない。しかし、これらのものでも、現状、町民参加を求めたり、あるいは行政が自主的に町民参加の手法を採用する場合は、それは否定しない、ということである。
- 4頁目に解説を記載してあるが、町税の関係では「標準税率や額」を超える「税率や額」に改定する場合は、それは美幌町の財政がそれこそ夕張市などのような危機的な状況に陥った場合以外には考えられない。その場合は、町税のことを含めて当然に住民説明会等を開催することになる。
- 前回の会議で議論になった、町税の税率や額の引き下げは、町財政の現状や将来見通し、地方交付税への影響を考えると、これも非現実的である。
- 使用料や手数料などは、特定の行政サービスの利用者が、その受益の範囲内において対価を負担するものであり、料金の設定については原価主義を採っている。また、個人的な利害に係わるものであり、大局的な判断が難しいと思われることから、参加の対象とはしないことを基本とした。しかし、法定外普通税や法定外目的税のような新税を導入する場合は、参加を求めると規定している。また、現状町民参加を行っているもの、あるいは行政が自主的に参加の手法を採ることは何ら否定するものではない。
- 条文では「審議会等の運営」について規定していたが、これを全て削除してはどうかと起草部会では考えたところ。2頁目である。これは、町民参加の方法の一つである審議会等について、その運営の骨格を規定したものであるが、方法のうち、審議会等の運営のみ規定するのは不自然ではないかと考えたところ。
- 各参加の方法の具体は、規則で規定するか、要綱等で規定するかはわからないが、いずれにしても、運営方法等の詳細は別に決めなければならない。それであれば、審議会等の関係についても条文から削除して良いのではないかと考えたところ。

- ・「町民会議では」のところを整理したので、お読みいただければと思う。
- ・最後に、条文の「町民参加の対象」の1の(6)で、行政改革大綱及び実施計画の策定を参加対象事項として規定している。ただ、他の自治体の市民参加条例等を見ると、(1)の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の中に、行政改革大綱とその実施計画を含めて考えている自治体もある。美幌町の場合も、(1)に含めても差し支えないと思うが、行革について、たたき台のようにあえて特出しする必要があるか、(1)に含めても良いか、ご意見を伺いたいと思う。

(委員)

町民参加を求めなかった場合の理由の公表については、今回の条文の方が、より積極的で良いと思う。

(委員)

(町民参加の対象)の第4について、「町民からその理由を求められたとき」と「行政が必要と判断したとき」に理由を公表することとなっているが、行政が積極的に取り組むためには、「行政が必要と判断したとき」を前に持っていくべきではないか。また、「行政が必要と判断したとき」という表現が気になる。行政は前向きに取り組んでいくという一方で、判断は行政に任されている。

(委員)

前回の会議では、町民に理由を求められた場合のみ公表することとしていたが、今回、行政が必要と判断したときも公表することとし、前回より積極的になった。今回の条文で良いと思う。

(委員)

行政が判断するのであれば、恣意的にならないようにするべき。行政の都合で町民参加を求めないということがあってはならない。

(委員)

行政は、できるだけ「町民参加を求めなかった場合の理由」を公表するように努力することを規定するべきではないか。

(委員)

条例全体で、努力規定にはしないようにしている。

(委員)

第4の「…公表しなければなりません」を「…公表します」としてはどうか。

(委員長)

「行政は町民参加を求めなかった場合において、町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。また、行政が必要と判断したときは、その理由を公表します。」などとしてはどうか。

(委員)

もう少しシンプルにしていかないと、町民が理解できないと思う。当然やるべきことはあえて規定しなくても良いのではないか。

(委員長)

これまでもそのような議論はあった。その結果、今の条文となっている。先程の意見も踏まえつつ、基本的に提示している内容の主旨の条文でいきたいが、よろしいか。

<出席委員了承>

(委員長)

(審議会の運営)を削除したことについてはどうか。

(委員)

良いと思う。

(委員)

あまり枠をつけてしまうと、広がりがなくなる。削除して良いと思う。

(委員)

審議会によっては、条文に書かれてる運営方法がなじまない場合もある。

(事務局)

単純に「パブリックコメント」や「意見交換会の実施」などは条文で具体的に定めていないのに、「審議会」だけ定める必要はないのではないかと判断した。

(アドバイザー)

地方自治法で審議会等の附属機関は条例で定めることとなっている。自治基本条例で大枠を規定しておけば、現在のように審議会ごとに条例を設ける必要はなくなる。「パブリックコメント」は要綱でできるため、条文に書いていない。

(事務局)

審議会の「設置」については、地方自治法で条例で規定することとなっているが、「運営」について条例で規定することにはなっていないと思う。

(委員)

条文はシンプルにするべきであり、「審議会」を載せる必要はないと思う。「パブリックコメント」は要綱でできるため条文に載せないという意見も分かるが、「審議会」について載せるのであれば、他の住民参加の方法の具体的な内容も載せるべきであると思う。

(アドバイザー)

「別に定める」とすることもできる。下川町では、自治基本条例では規定せずに別に条例で定めている。

(委員長)

自治法以外の法律でも審議会等の設置を定めているものもある。詳細は規則等に委任している。審議会については自治基本条例では規定せずに別に定める方向で考えたいが、いかがか。

<出席委員了承>

(委員長)

(町民参加の対象) 1の(6)で行政改革について謳われているが、(1)に含まれると判断し(6)は削除するかどうかという点についてはいかがか。

(委員)

(1)に含めて良いと思う。

(事務局)

他市町村の事例でも(1)に含めているケースが多い。計画についてだけ(1)と(6)に分かれているため議論いただきたい。

(委員)

(1)に含めることとし、解説で詳細を記載すれば良いのではないか。

(委員長)

(6)は削除し、解説で詳細を記載することとしたいが、よろしいか。

<出席委員了承>

(委員長)

前回は議論したが、(町民参加の対象)第3の金銭徴収について意見はないか。

(委員)

名古屋市のように住民税を減額するケースも出てきている。町税を減額する場合に住民参加は必要ないのであろうか。

(事務局)

税金を下げることについては、住民の反対はないと思う。しかし、財政面では標準税率より税率を下げると、税金を下げるができるのだから交付税は必要ないと国から判断され、交付税が下げられる。その下がった分の穴埋めを使用料などに求めると、特定の人の負担だけが増えてしまい公平ではない。標準税率より税率を下げることには根本的に問題がある。逆に、今後標準税率を超えて徴収する場合は町の財政が危機的状况にあるわけであり、再建に向けての計画を作らなければならない。その場合は、税だけではなく他の料金についても値上げをしたり、行政サービスの見直しを行わなければ自治体の財政は成り立たない。そうした計画を作るに当たっては説明会を開催するなど、当然参加を求めることになる。

(委員)

この項目を入れる必要があるのか。従来の自治基本条例では、あまり規定されていなかった項目だと思う。

(委員)

事務局から説明があったことを解説で書いておけば、住民は理解してくれると思う。

(事務局)

この項目がなければ、(町民参加の対象) 1の(2)により町民に義務を課するものとして、金銭徴収もすべて住民参加の対象となる。しかし、解説に書いてあるとおり、お金に関することは他とは事情が違ふことから住民参加の対象外としてはどうかということである。

(委員)

税金などの財源は地方自治体の運営の根幹に関わることであり、このような表現になったと思う。新たな税目を設ける場合は、町民の意見を聞くのは当然必要だと思う。しかし、既存の税目で地方税法等の改正による税率の改正や、すでに審議会で意見を聴いているものは、これまでどおりの扱いで良いのではないか。

(委員長)

現行のたたき台の内容で取り進めることでよろしいか。

<出席委員了承>

### 3 中間報告に向けてのたたき台の整理

<議会について>

(事務局)

- ・(議会の責務)の第2を修正した。
- ・(町民との情報共有と町民参加)の第3は「町民、町民団体、NPO等」と細かく規定していたが、第1章の用語の定義で「町民」に町民団体やNPOも含んでいるため、「町民等」とした。さらに、「町民」だけですべてを表しているため、「等」も削除してはどうかと考えている。

<出席委員、修正案を了承>

(委員)

(自由討議による合意形成)の第1項「本会議等への出席を…」を「本会議等への出席要請…」とするのが正しいのではないか。→「要請」を追加することとした。

<行政について>

(事務局)

- ・「町民の意思を反映したまちづくり」を「広く町民の意思を反映した行政運営」に修正した。

(委員)

解説の(就任時の宣誓)で「行政運営を担保…」とあるが、「行政運営」では範囲が狭いのではないか。町長は町政のすべてに責任を負っている。

(事務局)

「行政」を「町政」にすると議会も含まれてしまう。

また、一般の行政職員は地方公務員法により「宣誓」の義務があるが、特別職にはない。

(委員)

宣誓する意味は重い。自治基本条例に就任時の宣誓を規定しているのは、町長に「宣誓」の義務がないことが一つの理由になっていると思う。

(委員)

町民に対し宣誓することにより、町民の意見を絶対に引き継がなければならなくなり、町長が絶対に正しいと自信をもっていることについても、町民と意見が合わなければ町長の意思を反映しづらくなるのではないか。

(委員)

町長が「このようにやります」という宣誓であり、町長が意思を反映できないということはないと思う。

(委員)

解説の「この条例を…宣誓することを規定しています」を削除することとし、宣誓の範囲については触れなくても良いのではないか。

(アドバイザー)

町長は町民から信託されている。信託された権限の根源は町民にある。

(委員)

宣誓の範囲は定めずに、町長の判断でやっても良いと思う。

(委員長)

解説で宣誓の範囲については触れないこととしたいがよろしいか。

<出席委員、修正案を了承>

<行財政運営について>

(事務局)

- ・(総合計画)の第5に「各施策の基本となる計画」とあるが、これは総合計画以外の個別の計画を表しているため、タイトルを(総合計画等)としてはどうかと考えている。
- ・(総合計画)、(行政評価)及び(行政改革)で町民参加について規定していたが、町民参加は第3章で謳っており、重複しているため削除した。しかし、アドバイザーからは、町民には元の条文の方が何に参加できるか分かりやすいとの意見をいただいている。この取扱いについて議論していただきたい。

(委員)

「総合計画等」とすることに違和感がある。(財政運営)とか(行政評価)は総称的な表現だが、(総合計画)は計画の総称ではなくて、そのものを意味している。「等」を入れるのであれば、計画を総称した用語にするべきだと思う。

(委員)

「等」はいらぬと思う。

<現行のとおり「等」を入れないことで出席員了承>

(委員長)

町民参加について、第9章でも謳うべきかどうか。

(アドバイザー)

二重に規定することにより、意味を強めたり、理解を深めるといった効果がある。そのことによって、町民の皆さんには分かりやすくなる。

(委員)

第9章にも規定しておいたほうが、分かりやすいと思う。

(委員)

第3章で謳っているので、第9章には必要ない。

(委員)

他の条文でも、町民参加を入れなければ統一性がない。第3章で謳っているため、第9章では必要ないと思う。

<出席委員、修正案を了承>

<連携・協力について>

(事務局)

- ・「連携・協力」とするか、「連携及び協力」とするか、法制的なことも含め庁内検討委員会で検討したい。

<出席委員、庁内検討委員会に一任することで了承>

<条例の見直し・実効性の担保>

(事務局)

- ・タイトル「条例の見直し・実効性の担保」を「条例の見直し及び美幌町自治推進委員会

(仮称)」とした。

- ・(美幌町自治推進委員会(仮称))の第2(3)を「美幌町の自治の推進」とした。

(委員)

タイトルに組織名はいらぬのではないか。

(アドバイザー)

タイトルは「条例の見直し」とシンプルにしてはどうか。

<「条例の見直し」とすることで、出席委員了承>

(委員)

(美幌町自治推進委員会(仮称))の第1で、「町長の附属機関」とあるが、附属機関とするのは問題があるのではないか。

(アドバイザー)

委員会が扱う内容は非常に重い内容であるため、一般的には附属機関として位置付けている。

(委員)

町民主体でやるのに、附属機関とするのはどうなのか。

(委員)

行政からも議会からも独立している機関であることが望ましい。

(委員)

附属機関とすることで、委員会の自主性がなくなるのではないか。

(事務局)

町長が諮問するとなると、委員を選び、答申を受けて町長が議会に提案する。議論の過程で町長は意見を出すことはない。

(委員)

どうして附属機関とすることかをしっかり解説に書いておかないと、読んだ人は同じような疑問を持つ。

<条文はそのままとし、解説を変更する方向で検討することとした。>

(委員)

(美幌町自治推進委員会(仮称))の第4項の任期であるが、任期が2年で2回再任だと任期は4年までと誤解される。どこかで最長6年というのを入れてはどうか。

(委員)

解説で記載してあるため、そのままが良いと思う。

<現行のままとすることとした。>

<最高規範について>

(委員)

前文の最後に「自治の最高規範とします」と謳っていて、最後の章で規定するのはおかしいと思う。前文で「最高規範」と謳わずに、最終章に規定するか。第1章の総論で最高規範と規定するかのどちらかが良いと思う。

(事務局)

町民会議で、「前文ではなく条文で最高規範と謳うことに意味がある」という議論があり、今の形となっていることをご理解いただきたい。

(委員)

最後に規定することで、最高規範をもう一度確認するために最終章に規定している。

<現行のままとすることとした。>

<条例全体の構造について>

(委員長)

今回配布した資料をご覧ください、次回以降検討したい。

#### 4 議会からのたたき台に対する質問等への対応

(事務局)

起草部会が6月23日にたたき台について議会に説明した。議会からの意見、質問等を別紙のとおり取りまとめた。

本来であれば町民会議で内容を確認し回答すべきだが、回答期限が昨日までであったため、起草部会で協議し、議会に回答できるものは回答した。しかし、町民会議に諮ってから回答するとしている項目が4項目あるため、次回議論したい。

## 5 行政からのたたき台に対する質問等への対応

(事務局)

4回に分けて全職員を対象に説明会を開催した。その結果出てきた意見等を別紙のとおりまとめた。また、それに対する回答案を事務局で作成した。これについても次回の会議で協議したいので、事前に目を通しておいていただきたい。

## 6 中間報告会の開催に向けて

- ・事務局から、別紙「(仮称)美幌町自治基本条例」素案に関する中間報告会の実施について(案)」により、説明。
- ・報告会の会場でアンケートを実施したい。

(委員)

自治会の回覧板はまわるのに時間がかかり、見ない人も多いため、自治会に協力してもらい全戸へのチラシ配布の方が確実だと思う。また、配布する時間に余裕をもって、「重要」などチラシに記載した方が良い。

## 7 その他

次回の会議は、7月22日(木)18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。